

広島県教育委員会規則第二号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表教育部の部学校経営支援課の項中「学校財務係」を「教育支援係」に改める。

第七条第一項学校経営支援課の項に次の一号を加える。

八 学びのセーフティネットの構築の総括に関すること。

第七条第一項義務教育指導課の項第一号を次のように改める。

一 市町立小学校、市町立中学校及び市町立義務教育学校(以下「市町立小中義務教育学校」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

第七条第一項義務教育指導課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項中「第五号」の下に「。次項において「職の設置規則」という。」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 市町立高等学校、市町立中等教育学校及び市町立特別支援学校の設置、管理及び廃止に関すること。

第七条に次の一項を加える。

3 職の設置規則附則第三項の規定により置く幼児教育担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。

一 市町立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。

二 幼児教育に関すること。

第十条第一項中「市町立小中学校等」を「市町立小中義務教育学校等」に改める。

第十一条第二号中「市町立小中学校」を「市町立小中義務教育学校」に改める。

第十四条総務課の項第五号中「市町立小中学校」を「市町立小中義務教育学校」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条教育指導課の項第一号及び第二号中「市町立小中学校」を「市町立小中義務教育学校」に改める。

第十五条の四第五号及び第八号中「市町立小中学校」を「市町立小中義務教育学校」に改める。

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)

の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

教育部	県立学校改革担当課長 幼児教育担当課長
-----	------------------------

附則第四項の表中

教育部高校教育指導課	全国高等学校総合文化祭 推進監
------------	--------------------

を

教育部学校経営支援課	教育支援推進監
教育部学びの革新推進課	グローバルリーダー育成 校設置準備推進監

に改める。

別表第一号の表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号の六までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三号の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表の備考第二号中「第十一号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第八号、第十四号及び第十八号」を「第十三号及び第十七号」に、「第十六号及び第十七号」を「第十五号及び第十六号」に改める。

附則

この教育委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。